令和６年度　第１回　船橋市社会福祉審議会

（令和６年９月２７日作成）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 令和６年８月６日（火）  午後１時３０分　～　午後３時００分 | | | |
| 開催場所 | 市役所本庁舎９階第１会議室及びオンラインによるハイブリット形式 | | | |
| 出席者 | 赤岩　けさ子委員、荒川　信一委員、大塚　正久委員、尾木　修介委員、音島　昇委員、川村　実委員、小出　正明委員、佐瀬　俊道委員、  佐藤　有香委員、杉山　宏之委員、鈴木　章浩委員、鈴木　和美委員、  田中　紀代美委員、筒井　勝委員、恒松　珠美委員、中原　美惠委員、  早川　淑男委員、原　綾子委員、星　誠一郎委員、松﨑　総一委員、  松崎　泰子委員（委員長）、松本　歩美委員、茂木　健司委員、  山口　武人委員、横山　洋子委員、若生　美知子委員、渡邉　章委員、  渡邉　千代美委員　以上28名 | | | |
| 事務局（福祉政策課）：課長、課長補佐、主任主事、主事 | | | |
| その他：健康福祉局長、福祉サービス部長、こども家庭部長、  地域福祉課長、障害福祉課長、こども政策課長、  「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」所長 | | | |
| 欠　席　者 | 大野　地平委員、小島　千鶴委員、児玉　亮委員、髙橋　强委員、  中村　順哉委員、宮川　一郎委員　以上6名 | | | |
| 公開・非公開の別 | 公開　・　非公開  （非公開理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 傍聴者数 | ０名 | | | |
| 問合せ先 | 船橋市健康福祉局福祉サービス部福祉政策課総務係  電話　０４７（４３６）２３８４  メールアドレス　fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp | | | |
| 会議記録 |  | | 要約した理由 |  |
| 事務局（福祉政策課長補佐）  こども家庭部長  事務局（福祉政策課長補佐）  杉田副市長  事務局（福祉政策課長補佐）  事務局（福祉政策課長）  事務局（福祉政策課長）  小出委員  福祉政策課長  松崎委員長  早川委員  松崎委員長  早川委員  松崎委員長  渡邉章委員  杉山委員  松崎委員長  福祉政策課  「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」  事務局（福祉政策課  長）  松崎委員長  原委員  松崎委員長  「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」  地域福祉課長  松崎委員長  松本委員  松崎委員長  地域福祉課長  松本委員  松崎委員長  佐瀬委員  松崎委員長  佐瀬委員  松崎委員長  福祉政策課長  松崎委員長  松本委員  松崎委員長  「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」職員  松崎委員長  福祉政策課長  松崎委員長  福祉政策課長  松崎委員長  事務局（福祉政策課長補佐） | | お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局よりご連絡いたします。  本日は、オンラインとのハイブリッド形式となりますので、はじめに、ご発言の方法について説明させていただきます。  会議室にご参集の委員並びに市職員は、発言の際に、挙手等でお知らせください。  議事進行者から誰々委員お願いします、と言われた後に、ご発言をお願いいたします。  ご発言には、お手元のマイクを使用していただきます。スイッチを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。  次に、オンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言の際は、挙手ボタンを押していただくか、チャットでご発言の旨をお知らせください。  議事進行者から誰々委員お願いします、と言われた後に、ご発言をお願いいたします。  発言される方、皆様にお願いさせていただきたいのですが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言くださいますようお願いいたします。  次に、配布資料の確認をいたします。  事前に資料を配布させていただきましたので、オンラインでご参加の委員もお手元の資料の確認をお願いいたします。  まず、式次第、続いて委員一覧、資料６－１－１民生委員・児童委員の委嘱状況について、資料６－１－２民生委員審査専門分科会の開催状況について、資料６－２－１身体障害者福祉専門分科会審査部会開催状況について、資料６－２－２指定医師数・指定自立支援医療機関数について、資料７－１－１重層的支援体制整備事業の事業概要について、資料７－１－２重層的支援体制整備事業の支援事例報告について、資料７－１－３再犯防止推進計画の概要版です。不足している方はいらっしゃいませんでしょうか。  ここで、こども家庭部長より皆様に申し上げたいことがあるということで、お願いいたします。  こども家庭部長の森でございます。冒頭、お時間いただいてありがとうございます。  ご報告させていただきます。  先日、７月１１日のニュース等でも取り上げられた件でございますが、本市の生後１１か月のお子さんが母親に暴行を加えられて死亡した事件でございますが、母親が傷害致死などの容疑で逮捕されるという痛ましい事件が起きています。  本件に関しましては、この親子が当初、千葉市に居住していたため、千葉市の児童相談所が対応しておりました。その後、本市への転入に伴いまして、千葉県の市川児童相談所が対応しておりました。  今後、本市としてそれぞれの児童相談所と連携して、どのような対応をしたら、この事件を未然に防ぐことができたのか、そして改善すべきことがないのかを独自に検証するために、このたび、第三者による検証委員会を設置する準備をしているところでございます。  今後、千葉県や千葉市と連携しながら、検証委員会において市の対応についての検証を進めてまいります。  この件についてご報告させていただきました。以上でございます。  それでは、引き続き事務局から連絡を続けさせていただきます。  次に、会議の公開につきましては、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、当審議会も原則公開になります。委員の皆様の発言内容について、会議録を作成し、お名前も含めて市ホームページ、行政資料室で公表いたします。そのため、本日の会議を録音させていただきますので、ご了承をお願いいたします。  なお、本日の傍聴者はございません。  それでは、まず初めに委嘱状の交付を行います。  委員の皆様に杉田副市長より委嘱状を交付いたします。皆様のお席まで副市長が参りますので、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立くださいますようお願いいたします。  （福祉政策課長補佐より順次呼名の上、副市長より委嘱状交付）  続いて、オンラインでご出席の委員で今回委嘱状または辞令を交付する委員をご紹介いたします。なお、委嘱状等は後日郵送にてお渡しさせていただきます。  （福祉政策課長補佐より順次呼名）  また、引き続き任期継続中のため、今回委嘱状の交付はありませんが、ご出席いただいている委員をご紹介いたします。  （福祉政策課長補佐より順次呼名）  なお、本日ご欠席の委員につきましては、後日委嘱状及び辞令を郵送いたします。  また、臨時委員のご出席がございませんが、後日委嘱状をお渡しする予定でございます。  それでは開会に先立ちまして、副市長の杉田修より、ごあいさつを申し上げます。  皆さん、こんにちは。ただいま、ご紹介をいただきました副市長をしております杉田でございます。  本来であれば、市長からご挨拶するところでございますが、市長は別の公務が重なっておりますので、所用により出席ができません。  本日は、市長からメッセージをあずかってまいりましたので、代読をさせていただければと思います。  皆様、こんにちは。  本日はご多忙の中、船橋市社会福祉審議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より様々な分野におきまして、本市の福祉増進のためにも力添えを賜り、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。  さて、本市は人口が６４万人を超え、全国的に人口が減少している中で、人口が増え続けており、活力ある街に発展しております。  しかしながら、一方では少子高齢化や核家族化が進み、また、コロナ禍を経て地域でのつながりは、ますます希薄になっている感があります。  住民が抱える問題も、８０代の親が５０代のひきこもりの子を抱える「８０５０問題」や家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、複合・複雑化してきております。  本日は、各分科会からの決議報告のほか、昨年度より開始しました「重層的支援体制整備事業」の支援事例を「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」より紹介させていただきますが、こういった複合・複雑化した問題を抱える相談者に対する支援を、関係機関が集まって話し合う重層的支援会議において、課題解決のために、どのように連携しているのかをお伝えできればと考えております。  本市が福祉を必要とする人へどのように手を差し伸べていくのか、ということは本市が安心して暮らせる街になるためには避けては通れない課題であると思います。  この社会福祉審議会では、これまでも様々なご意見を頂戴しているところですが、今後の３年の任期の間におかれましても、それぞれの分野において忌憚のないご意見を出していただき、本市の福祉がさらに前に進めるようお力添えをいただければと思います。  結びに、今回委員をお引き受けいただきましたこと改めて感謝を申し上げまして、御礼を兼ねてのご挨拶にかえさせていただきます。  令和６年８月６日、船橋市長　松戸徹。  本日はよろしくお願いいたします。  杉田副市長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。  （杉田副市長　退席）  続きまして、本日出席しております行政側の職員を紹介いたします。  （福祉政策課長補佐より順次呼名）  その他職員につきましては、席次表をご参照ください。  なお、本日は大野委員、小島委員、児玉委員、髙橋委員、中村委員、宮川委員の６名の方からご欠席の連絡をいただいております。  本日は会場でのご参加が２２名、オンラインでのご参加が６名の計２８名の委員にご参加いただいており、３４名中２８名の出席となることから、船橋市社会福祉審議会条例第５条第３項の規定である、過半数以上の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。  それでは会議に入りますが、本日は一斉改選後、初めての会議開催となりますので、委員長が選出されるまでの間、事務局である福祉政策課長の斎藤が議事進行をすることとしてよろしいでしょうか。  （異議なし）  それでは斎藤課長、議事進行をお願いします。  事務局の斎藤です。それでは、委員長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。  ただいまから、令和６年度第１回船橋市社会福祉審議会を開会いたします。  まず、次第の３にあります「委員長の選出」でございます。委員長が選出・承認されましたら、委員長にその後の議事進行をお願いいたします。  お手元にお配りしている委員一覧をご覧ください。  委員長は社会福祉法第１０条の規定により、社会福祉審議会委員の互選となっておりますが、いかが取り計らいいたしましょうか。  （小出委員　挙手）  それでは、小出委員お願いいたします。  社会福祉協議会の小出です。  委員長につきましては、平成２１年から当審議会の委員長を務められております松崎　泰子委員が適任と思いますので推薦させていただきます。  ただいま、松崎　泰子委員とのご発言がございましたが、いかがでしょうか。  （異議なし）  それでは、ご異議がないものと認め、松崎委員を当審議会の委員長に選出することに決定いたしました。  それでは、船橋市社会福祉審議会条例第５条第１項の規定により委員長が議長となりますことから松崎委員長に議事進行をお願いいたします。  松崎委員長、こちらの議長席にご移動をお願いいたします。  ただいま選任いただきました松崎でございます。  平成１７年の第１回の地域福祉計画から船橋とはいろいろと関わっておりまして、本審議会も参加させていただいておりました。  本審議会は、社会福祉法に規定されております地方社会福祉審議会でありますが、それぞれの専門の分科会と違い、いろいろな分野の方々が一度に集まる審議会ですので、大変重要な審議会でございます。  大役を引き続き任じられ、責任の重さを強く感じておりますが、全うしたいと思います。  今後ともよろしくお願いいたします。  それでは引き続きまして、次第の４「委員長職務代理者の指名」でありますが、委員長職務代理者は、船橋市社会福祉審議会条例第４条の規定により委員長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。  本日は欠席されておりますが、前期に引き続き、中村　順哉委員を指名したいと存じます。  次に、次第の５「専門分科会委員及び部会委員の所属指名」についてでございます。船橋市社会福祉審議会運営要綱第２条第２項、第３条第２項及び第５条第１項の規定により、委員長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。  なお、指名につきましては、事務局から配布している｢船橋市社会福祉審議会委員及び臨時委員一覧｣のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  また、各専門分科会長及び部会長の選出にあたっては、船橋市社会福祉審議会運営要綱第２条第３項、第３条第３項及び第５条第３項の規定により、専門分科会及び部会に属する委員と臨時委員の互選によることになっております。  なお、専門分科会長職務代理者及び部会長職務代理者の指名については、同要綱第２条第５項、第３条第５項及び第５条第５項の規定により、それぞれ分科会長及び部会長が指名することになっております。  このことから、各専門分科会と部会において今後、分科会長、部会長、及びそれぞれの職務代理者を選出していただきたいと思います。  それでは、次第の６「分科会の決議報告」に入ります。  本来であれば分科会長から報告していただくところですが、今回は委員の一斉改選後となりますので、原則として前・分科会長から報告していただきます。  最初に、民生委員審査専門分科会　前・分科会長　早川　淑男委員から決議報告をお願いいたします。  民生委員審査専門分科会の早川でございます。  それでは、民生委員審査専門分科会の決議報告をさせていただきます。  報告に先立ちまして、本分科会についてご説明させていただきます。民生委員・児童委員の任期は、ご案内のとおり３年となっております。３年に一度、一斉改選を行っております。  前回の一斉改選時期は、令和４年１２月でございました。一斉改選後の民生委員・児童委員の欠員が生じている地区があるため、一斉改選年度以外でも、随時、各地区からご推薦をいただいた場合には、この分科会を開催して、民生委員の適否に関する事項を審議いたしております。  まず、民生委員・児童委員の委嘱状況について、ご報告をさせていただきます。  資料６－１－１をご覧ください。  令和６年７月１日現在、区域担当民生委員・児童委員が６９８人、主任児童委員が５３人、船橋市の民生委員・児童委員として委嘱されております。  民生委員・児童委員全体では、定数が７９４人のところ、委嘱者数が７５１人、欠員数が４３人となっております。  民生委員・児童委員の委嘱状況についての説明は、以上でございます。  次に、資料６－１－２をご覧ください。  民生委員審査専門分科会の開催状況をご報告させていただきます。  令和６年度は１回開催しております。  令和６年５月３１日の第１回会議では、区域担当民生委員・児童委員５名と主任児童委員１名を、審議の結果適任と認め、市長あて答申をいたしました。  以上、民生委員審査専門分科会の決議報告を終わります。  ありがとうございました。  それでは、ただいまの報告について、何かご質問はございますでしょうか。  主任児童委員がこれだけの充足している市というのは、なかなか珍しいですよね。人材がなくて引き受けていただけないところを引き受けていただいているのだなと思います。  また、民生委員の選出は難しいと思いますが、なんとか補充しながらここまできているのは、大変頑張ってくださっていると思います。ありがとうございます。  ありがとうございます。  それでは次に、身体障害者福祉専門分科会　前・分科会長　渡邉　章委員、前・職務代理者　杉山　宏之委員から専門分科会及び審査部会の決議報告をお願いいたします。  植草学園大学の渡邉でございます。  私は、身体障害者福祉専門分科会において委員を務めております。  では、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会についてご報告いたします。  まず、専門分科会の審議事項は「身体障害者の福祉に関する事項を調査及び審議すること」でございます。  次に、審査部会の審査事項は「身体障害者手帳申請のための診断書を交付する医師に関する事項」「指定自立支援医療機関に関する事項」　　「身体障害者の障害程度に関する事項」でございます。  前回の社会福祉審議会にてご報告以降、専門分科会の開催はありませんでしたが、審査部会については１回開催しております。それでは、審査部会の決議内容について、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会委員でもあります船橋薬剤師会長の杉山先生よりご報告いたします。  船橋薬剤師会の杉山でございます。  資料６－２－１の「身体障害者福祉専門分科会審査部会　開催状況について」をご覧ください。  令和６年度第１回の審査部会につきまして、市長から諮問のあった審議内容、および市長に答申を行った審議結果をお示ししております。承認を行った件数等につきましては、説明を省略させていただきます。  資料６－２－２「指定医師数・指定自立支援医療機関数」の「身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する医師数」をご覧ください。  これは、これまで審査部会にて承認を行った、市内医療機関における身体障害者手帳申請のための診断書を交付する指定医師数でございます。  令和６年６月１日現在で、１３３医療機関、４６９人が指定医師となっております。  続いて「障害者総合支援法第５９条第１項の規定による指定自立支援医療機関数」をご覧ください。これは市内における自立支援医療、更生医療と育成医療の指定医療機関数でございます。  令和６年６月１日現在の医療機関の数は、病院が２０件、薬局が　　　１２０件、訪問看護事業者は２４件となっております。  以上で報告を終わります。  ありがとうございました。  それでは、ただいまの報告に対して、何かご質問等はございますでしょうか。  特にないようなので、引き続きよろしくお願いいたします。  それでは次に、次第７「その他説明事項」に入ります。  本日は「重層的支援体制整備事業の概要と支援事例」並びに「再犯防止推進計画について」を、福祉政策課から説明をお願いします。  船橋市福祉政策課の原田と申します。本日は「重層的支援体制整備事業」の事業概要について資料７－１－１を用いて、説明させていただきます。  この事業は介護、障害、こども、生活困窮など既存の制度では対応が難しい課題を抱えた方々を対象としている事業でございます。  各分野において、様々な知見を持たれている社会福祉審議会の委員の皆様にも船橋市の取組について知っていただければと思い、ご説明させていただきます。  まずは、重層的支援体制整備事業、この事業の創設までの背景をお話させていただきます。  近年の社会情勢として、少子高齢化、核家族化が進行する中で、お隣さんがどのような人か知らないなどの地域住民同士のつながりの希薄化や町会の役員やボランティアの成り手がいないなど地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題になっております。  地域や家族の支えが弱まってきている中で、８０５０問題、今や９０６０問題と呼ばれることもありますが、８０代の親と５０代のひきこもりが同居していて、親亡き後ひきこもりの子がどうなってしまうのかですとか子どもの面倒を見ながら親の介護もしなければならないダブルケアの状態ですとか、学校から帰ったら家族のご飯を作って下の兄弟の面倒を見たりするために部活も勉強もバイトもやる時間がないといったヤングケアラーなど、既存の各制度で取り組んでいる従来の福祉サービスでは対応が難しい、新たな課題が生じています。  そのような状況の中、国が提唱したのが、地域共生社会という理念になります。書いてあるところを読みますと、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会というものです。  これは、地区社会福祉協議会で実施している、ふれあいいきいきサロンやミニデイサービスなどが、参加者にとっては居場所になり、運営しているボランティアにとっては生きがいになっている。障害を持った人でも、ピアノが得意であれば子どもたちに教えてあげる機会を作ることで、その人も講師という立場に変身でき、一方的に支える、支えられているというものではなく、誰もが支える、支えられる社会です。  人と人だけでなく、ひきこもりの若者が、働き手が欲しい農家さんを手伝ってあげる。外に出て何か作業したい人がいた時に、農家さんが作業の一部を切り出して作業をさせてあげるなど、地元で経済活動を行っている事業主や企業にも参加していただけると、地域における人と資源の循環が行われていると考えられます。  先ほど申し上げたように、「誰もが支える側にも支えられる側にもなれるし、住民や支援者同士という人と人の関係だけでなく、地元の企業や法人なども地域と捉えて、人と地域という間でも支える支えられる関係ができている社会」というのが地域共生社会だと思います。  そうした地域共生社会の実現に向けた具体的な事業として、重層的支援体制整備事業が令和３年４月１日の社会福祉法改正に伴い創設されました。  この事業は自治体ごとの任意事業で、船橋市では令和４年度に取り組みに向けた検討を開始し、令和５年度から取り組みを開始しています。  次のページからはこの事業についてご説明させていただきます。一部、制度の難しい話もありますが、ご容赦いただければと思います。  この事業は市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する断らない包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援事業、Ⅲ地域づくり事業を一体的に実施する事業です。  Ⅰ．相談支援として、①介護、障害、子ども、困窮の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業を実施します。②そのうち複合課題を抱える相談者への支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施します。③長期にわたりひきこもり状態にある人など、必要な支援が届いていない相談者に、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施します。  Ⅱ．参加支援事業として、介護、障害、子ども、困窮等の既存制度については密に連携を取りつつも、それでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つなど、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。  Ⅲ．地域づくり事業は、介護、障害、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立化を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。  以上の事業が相互に重なり合いながら、市全体として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築する、というものです。  制度的なお話だと内容が入ってこないと思いますので、重層事業が始まるとどんなことができるようになるのかを話していきたいと思います。  「こんな人が相談に来たとき」ということで、課題としては「夫は５年前に他界し、ひとりで子供を養っているが、じっとしているのが苦手で落ち着きがなく困っている。」「近所に住んでいる高齢の両親に子供の面倒を見てもらいたいが、家がごみ屋敷状態で家に人は呼べない。」「いろんなところに借金していて、税金も払えていない。」「なぜかお金がいつも足りない。」課題が多く、また多岐に渡っている事例です。    「重層事業」が始まる前は、相談者が困りごとの内容に合わせて各相談窓口に相談に行かなければならない状況でした。困りごとを抱えた方は、一つの窓口にご相談に来ることに、私たちが思っているよりエネルギーを使ってご相談に来られています。わざわざ残りの窓口に行ったり、電話しなければならないのであれば、相談を諦めてしまうということもあったかもしれません。  　「重層事業」を開始することで、既存の相談窓口で世代や属性を問わず相談を受け止め、相談窓口同士の連携で課題の解決に努めます。  既存の相談窓口同士の連携では解決が難しいケースについては、関係機関を一堂に集めた会議を開催し、支援方針などの検討を行います。  また、相談窓口まで来ることが難しい人に対しては、相談者のご自宅や、近くの公民館などに出向き相談を受けることができ、必要な支援を提供できるようになります。これは、介護、障害、子ども、困窮といった各分野では既に行われている取り組みですが、各制度に当てはまらない方への対応ができるようになるということになります。ここまでが、Ⅰ相談支援の内容になります。  続いて、参加支援事業についてです。支援の対象者は既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などとあります。  例としては、８０５０世帯の５０代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯、親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない１０代後半から２０代の若者などです。  地域に出て行けずに孤立してしまっている人などに対して、社会とのつながりをつくるための支援を行います。昨年度から実施している参加支援事業については、地域福祉課が実施している就労準備支援事業を活用しています。もともとは、生活困窮者に対して行っている事業であり、一般就労に就くためのステップとして、グループワークや内職作業、地区社会福祉協議会のボランティア参加などを通して、決まった時間に決まった場所に来ることができるようになるなどの生活習慣の形成や人とのコミュニケーションが図れるようになることを目的としているものですが、生活困窮者だけでなく、個別性の高いニーズを有している人も利用できるようになっております。  実際にどのような活動をしているのかご紹介させていただきますと、左側の写真が、赤い羽根共同募金を街頭で実施した時に手伝いをしている風景です。  はじめは声も小さかったようですが、お金を入れていただいたり、声をかけてもらったことが自信につながって、最後の方は大きな声で募金のお願いをしていたと聞いております。  右側の写真は、しおり作りの手元の写真になります。１シートに何枚もしおりがラミネートされたものを受け取って、一枚ごとに切り離し、角を取って穴をあけ、ひもを通すという作業を行いました。  このしおりも、赤い羽根共同募金で募金していただいた方にお礼としてお渡ししたりするなど活用したと聞いております。  地域づくり事業については、介護、障害、子ども、困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等を行うこととしております。  各分野における既存事業を実施しつつ、必要に応じて新たな交流の場や居場所の確保について検討していきたいと考えております。  今までお話をさせていただいてきた内容を全体像としてまとめたものになります。  Ⅰの相談支援の②多機関協働事業の実績として、令和５年度は支援プラン作成等のための会議を合計１７回（重層的支援会議１１回・支援会議６回）実施しました。  支援事例については、この後「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の方から説明させていただく予定です。  まだまだ手探りではございますが、複合的な課題を抱えた方々が地域で安定した生活を送れるように努めてまいりたいと考えております。  それでは「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」のほうにマイクをお渡しします。  ご紹介いただきました「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。  私からは重層的支援体制整備事業の事例についてお話しします。  資料７－１－２をご覧いただけたらと思います。  ２ページ目をご覧ください。先ほど申し上げたように、重層的支援体制整備事業では、各相談機関から相談のあった方と関わって、支援方針について一旦は協議しながら決められるような会議を行っております。昨年度は、ご本人に同意をいただいて開催した重層的支援会議を１１回、１１世帯に対して行っております。各会議の内容については、簡単にそちらに記載させていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。  スライドの３ページ目をご覧ください。  ご本人から同意が取れているケースばかりではなく、地域の方からや相談機関から課題として取り扱いたいが、同意が取れないという相談も入っております。昨年度は、同意が取れない方の会議を６回開催しており、世帯数としては４世帯になります。  その中の事例の概要については、そちらにも書かせていただいたのですけれども、お家がいわゆるごみ屋敷状態となっていて、植木が伸びたりして近隣の方にご迷惑になっているお家があるということで対応した方もいらっしゃいます。  今日はその中で、重層的支援会議の第３回、難病未治療の母、子育てなど多問題を抱える家族について報告させていただきます。  資料の４枚目をご覧ください。  この世帯の状況なのですけれども、お母さんとお父さん、両親と子ども４人の核家族の世帯です。  子ども４人のうち、上の２人は、前夫との子になっておりまして中学生です。下の２人は現在の夫との子になるので、２歳と４歳のお子さんになります。一見、普通の核家族なのですけれども、ここの家族の大きな問題として、お母さんが１０代の頃から視力低下があって、病院で診てもらったところ、黄斑ジストロフィーという診断を受けています。そのまま治療方法がないということで、ご本人が受診を継続しないでいたのですが、次男を出産した頃から病状が悪化して、少しずつ歩行もできなくなってきているという状況でした。  病院にかかりたいのですけれど、お金がないので病院に行けないということで、どうしていいかわからず、お母さんから困りましたというメールが入ったのが第一報でした。  いろいろな関係機関等、調べる中で、一番下の子の発育がよくないということで、保健師さんが定期訪問しているということがわかりまして、その保健師の訪問と一緒に「さーくる」でご自宅を訪問して、支援をスタートするということになりました。お金がない理由なのですが、旦那さんがかなり歳が若くて、お仕事が不安定というところがあって、なかなかお家にお金を入れてくれないという状況でした。  ５枚目のスライドをご覧ください。  このような世帯の課題をまず整理しようということで、世帯全体をみて重層的支援会議の中で、課題を整理していきました。  まず、それぞれの課題なのですが、お母さんの病気については、お金がなくて受診できないということだったので、その受診をどうしようかということと、難病の指定が取れるかもしれないということで、本人のアドバイスを保健センターからいただきました。  長男さんについてなのですが、異父なので上のお子さん、特に男の子にお父さんが厳しくて、長男さんに暴力をふるっているという情報があって、家庭児童相談室が介入していることがわかりました。  次男さんの発育不良については、保健師が定期訪問をするということと、長男と長女なのですけれど、下の子と年が離れていて、お母さんの目が見えなくなってきて、歩けないこともあって、上の子が下の子の面倒をみるという状況になっていました。いわゆるヤングケアラーという状況になっていたということです。  これについては、こども家庭支援課、ヤングケアラー専門のところ  が介入するということと、中学校とも連携しています。  夫についてなのですが、就労が不安定ではあるのですけれど、若いので飲食店などにすぐ就職するということで、途切れることはあまり  なかったのですが、金銭管理のこととか手続き関係ができないという問題がありました。  経済的なところが、なかなか旦那さんがお金の流れを言ってくれないので、介入が難しかったのですけれど、急に電気が止まったということもあったので、そこについては、なるべくお話いただけるようにしなければいけないねということになりました。  次女さんも４歳だったのですが、単語でしかお話ができなくて、ワンワンとかニャンニャンとか言うけれど、ワンちゃん可愛いねとか言語文がでないような状況でした。  会議は矢印の下に出席機関が書いてあるのですけれど、重層的支援会議にこれだけの機関の方が集まって、この世帯に何ができるのかということをお話することができました。  ６枚目のスライドをお願いします。  会議の中で各機関ができることを話し合って、会議の後にそれについての取組をすぐにスタートしました。  お母さんの受診については、医療機関にかかるお金がなかったのですけれど、無料低額診療を使って診断を受けることで、指定難病の決定を受けることができました。指定難病については、無料低額申請をやっている医療機関と保健総務課の方で、指定難病の申請についてもアドバイスしていただいて進めることができました。具体的な通院については、障害のサービスを使えなかったので、「さーくる」のほうで同行しています。  定期的な訪問と食料の支援、お金が無いので、どうしてもお子さん達がおなか一杯食べられないという問題もあったのですが、保健師さんが定期訪問する中で、赤ちゃんのミルクとかフードバンクの食品を届けているという状況です。  次女さんも、お母さんが体を思うように動かせないので、公園に遊びに行ったりとかお散歩に行ったりとか、なかなか難しかったのですけれど、保育園に入園することができるようになりました。  夫の負債についてなんですが、コロナ禍で飲食業の仕事が上手くいかなかったということで、コロナの特例貸付を受けていたのですけれど、そちらの猶予の手続きについて、社会福祉協議会の協力もいただいて行っております。  長男さんへの虐待については、家庭児童相談室さんが引き続き状況  把握に動いたということです。  上のお子さん達は育ちざかりなのですけれども、なかなか食べる物も十分に食べられていないという状況だったのですけれど、ヤングケアラーの方でやっている配食サービスを利用するように手続きをすることになりました。  少しずつ、お母さんの難病指定も取ることができ、いろいろな機関の人がお家に入るようになって変化が見られつつある中、突然新たな課題が発生しました。家賃滞納が何か月も続いていたということがわかりました。明日出ていかないといけないという情報が入ったのですけれど、そこについては少し待っていただけるように不動産屋さんと調整して、少し時間をいただきました。  新たな課題が出たことで、ご本人様も以前から旦那さんが長男さんに暴力を振るうとか、いろいろ悩みを抱えていらっしゃったのでこの夫婦が離婚する方向で話が進みました。  　お家がなくなることと両親の離婚というところで、状況が変わったので２回目の重層的支援会議を開催しました。  　スライドの７枚目をご覧ください。  　２回目の会議のときには、この四角の下に書かれている機関が集まったのですけれど、１回目よりは急いで進めなければいけないことが多かったので、メンバーがこのようになっています。  　お母さんの福祉サービスの利用については、医療機関とつながったので、ここから福祉サービスも使ってヘルパーさんの利用も可能ということで、福祉の関係の部署の方にも来ていただいています。  　夫妻の離婚の手続きですが、ご本人様が歩けなくて目も見えないので、なかなか離婚届も書けない状況だったのですけれど、その辺は戸籍住民課の方にアドバイスをいただいて、「さーくる」でお手伝いさせていただいています。  　お家に住めなくなった後のお子さんとお母さんの行き先なのですが、こども家庭支援課の方でお手伝いいただいています。住宅政策課からも市営住宅の申込みのときにお手伝いいただきました。  　長男と長女のヤングケアラーの問題や学校の登校状況も中学校と会議の場で共有することができています。  　夫妻の家賃滞納についてですが、不動産屋さんとのやりとりは「さーくる」の方で行っています。不動産屋さんも小さいお子さんがいるということで、急がないで待っていただいているという状況です。  　次女さんですが、保育園に入園してから言葉数も増えて、以前は一人遊びもできなくて訪問するといつも誰かの膝で抱っこされていて構って欲しい感じだったのですが、最近は文章でお話できるようになり、少し発育が見られるようになっています。  　８枚目のスライドをお願いします。  　２回目の会議後の現在の状況なのですが、旦那さんは市内で一人暮らしするためのお家を借りて出ていきました。  子ども４人とお母さんは、旦那さんがいなくなったことで、生活保護を申請することができました。  転居費用が確保できたことで、中学校区内に転居することができました。  難病の認定が受けられたので、それが受けられると自己負担が減るとのことで、受診継続が可能になりました。生活保護が決定したので今後は医療費もかからずに、お母さんは治療に専念できるようになっています。  　配食サービスは先ほど申し上げたとおりです。  　次男さんですが、最初はミルクも飲まなくて、母乳もお母さんの栄養状態が悪いので、なかなか出ない状況だったのですが、最近は順調に体重も増えはじめて、言葉も少し、パパやママと言えるようになってきています。  　離婚が決まってからお母さんが明るくなった状況も見られます。  　今後ですが、お母さんの病気がある程度進行する可能性もあるので、状況を見ながら福祉サービスとか子どもの分野の方の支援とか、場合によっては民生委員さんとか、お母さんのお友達がすごく一生懸命お手伝いしてくださっているので、そういった方にも手伝っていただきながら、家族の生活を支援していく必要があると思っています。  　１０枚目のスライドです。  　重層的支援会議・支援会議を昨年１年やってみて感じたことを書きました。  　まず、いろいろな方と意見交換ができることで、私達「さーくる」は隙間のことが何でもできると、自分達でいろいろやりがちでしたが、皆さんにいろいろと聞きながら進めることで、視野を広げて考えられることができるようになったと思っています。  各部署の方が、指定難病のこともそうですし、医療機関の方のアドバイスもそうなのですが、情報をもらえるだけで、支援が先に進めやすくなったなと感じています。それぞれの機関が少しずつでできないことを補い合って、チームとして課題解決に向かうことができたのは、良いことだと思っています。  課題を整理することで、緊急性の高い、今回のような急に家がなくなるというケースについても、中学校も協力してくださって転校することなく、なんとか今の生活をそこまで崩さずに対応できたと感じております。以上です。  福祉政策課でございます。  委員長、ここで一旦、皆様からのご質問等あればお受けしたいのですが、いかがでしょうか。  どうもご報告ありがとうございました。  大変、課題の重い、まさに重層的支援体制をした「さーくる」からのご報告をいただきましたが、これについて皆様のご質問やご意見がございましたらどうぞ、いただきたいと思います。  　まさに、これだけいろいろな分野の方がお集まりになっているだけに、大変この重層的支援体制というものが重要だと思うのですが、いかがでございましょうか。  特にございませんでしょうか。感想でも結構です。  （原委員　挙手）  原委員、どうぞ。  ＰＴＡ連合会の原と申します。  今日の事例をお伺いして、本当にすごいサポートをされているなと感じました。ただ人生は続いていくものなので、支援を終えるタイミングがないと思います。今の課題が解決したとしても、今後、何も関わらずには様々な課題を抱えていた世帯がやっていくのが難しいと思ったときに、やはり次から次へ断らない支援というものが、膨らんでいってそれに対応される方達の、人材の確保であったりとか、その方達の負担たるものが大きなものではないかなと思って、すごく理想的であって、こうあって欲しいと思うものではあるのですが、そのあたりを続けていける見通しが大丈夫なのか気になりました。  発達の問題も含めてこの世帯がどのようになっていくかご質問いただいたと思うのですが。  　ありがとうございます。多問題の世帯ですと、支援を「点」でやっていくのが難しいので、いろいろな人と関わりながら「面」にしていきます。「さーくる」がずっと関わっていくというより「点」を「面」にして、支援を広げていったりと、私達がずっと関わらなくても、「面」でこの世帯を支えられるようにしていくということが、私達の役割だと思います。つないでいく、支援の輪を広げていくというような、そういうイメージで支援をしています。  「さーくる」の所管の地域福祉課でございます。  　ご心配いただいたように、問題はすぐに解決するものでなくてずっと続くものになります。  「さーくる」の方からも話がありましたけれども、いろいろなところでそれぞれ支援は続いていくのですけれど、重層的支援体制として「さーくる」の方がずっと抱えていくというわけでなくて、道筋が決まって、この人についてはこういう支援をしていこうというので、それぞれの支援はつながっていくのですけれども、例えば、会議をして全部毎回共有していくのは、なかなかでできることではないのですが、ある程度方向性が決まったら、それぞれのところが関わりをもって支援を続けていきましょうということで、会議からは手を離れるというような感じになります。  また他に新たな問題が生じたときには、改めて関係機関が集まって話すということはございます。おっしゃられるように、他のいろいろな事例とかも出てきますので、ずっとこの一件に関わっていくことはなかなかできないことなのですが、こういった形で、いろいろな関係するところが集まって話をすることでこういう支援もあるのだとか、こういう方法もあるのだと気づくことも会議では重要な役割になっていますので、どんどん支援がいろいろなところで行われていくという感じになります。  　ありがとうございました。  その他にご質問とかございましたらどうぞ。せっかくの機会ですので。  （松本委員　挙手）  松本委員、どうぞ。  医師会の松本と申します。  今回の提示していただいたケースでは、ご本人が「さーくる」さんにメールを入れて初めて事態がわかったということなのでしょうか。  保健師さんと家庭児童相談室ですとか、もともとこのご家庭に関わっていた行政の方々がいると思うのですけれども、そこからこの家庭は子どもの問題だけではなく、家庭全体の問題だから重層的支援が必要だろうという、そういう方向性は今後は可能になるのでしょうか。  きっかけは母親からのメールだったけれども、ケースの報告を聞いていくと、いろいろなところが関わっていたということがわかってきたと。  地域福祉課でございます。  今回の重層的支援会議に取り上げるきっかけとなったのは、お母さまから「さーくる」の方にご相談があったことになりますけれど、会議を開催して、いろいろなところが集まってみると、やはりいろいろなところがそれぞれ関わっていた。  それぞれ「点」ではつながっていたんですけれど、会議で集まって話をしたところ、こっちはそういう風につながっていたんだ、そっちはこういう支援していたんだというようなことが見えてきた感じになります。  今回は「さーくる」にご本人様が相談にきたのは結果ですけれど、他の会議では、よそのところでつながっていたものが持ち込まれて重層的支援会議を開いたというものもございます。  ありがとうございます。  いろいろ関わっているところから重層的支援会議につなげるとなると、かなりの家庭がこういう支援が必要になってくると思いますので、必要な家庭に必要な支援が届くように、なかなか整備体制が大変だなと思ったのと、やはりマンパワーの問題もあります。社会的問題を解決していくのに、支援を考える一方で、支援をする側のマンパワー不足が進んでいくというのはすごく考えなくてはいけなくて、そのあたりをどうしていくかなのですが、その解決策の一部にはなってしまいますが、時代のことを考えると支援にＩＴ（ＤＸ）も進めて、一人ひとりの負担が少なく、そしてみんなで情報を共有して進めていくような方向でやっていけたらいいのではないかと思いました。  重層的支援のご報告を聞いていて、かなりアナログな感じがしましたので。すごく大切なことではあるけれど、時代に即して進めていかないと、なかなか続かないなという感想を持ちました。よろしくお願いします。  （佐瀬委員　挙手）  佐瀬委員、どうぞ。  会計士協会の佐瀬と申します。  今のお話はすごく私も思っていて、今の時代、声を出す人がいないと思うのですよね、見つけられない。ヤングケアラーの問題もそうだと思うのですが、若い人達が自分達はそういうものだと思い込んで一生懸命なんですよ。助けてくれる人がいるんだよということを伝えることが一番大切で、若い人達からいろいろな悩みを聞いて、スマホでいろいろなアドバイスが聞ける。船橋市の問題だけでなくて、日本全国でやらないといけないのでしょうけれども。  もっとＡＩで、実際に他の分野でやられているのですが、質問すると、それがどういう関係の問題があって、これだけの案件があるわけですからパターン化できているわけなのですね。それを全部学習させることによって、若い人達がスマホで聞いて、自分が今、ヤングケアラーで親の面倒を見なければいけないとか、経済的な問題も当然あるわけで、いろいろな分野とつながっていって、それが各自治体におちて、その方に合ったアプローチができれば、声も拾えて、解決に向かっていく。最後は人間の問題になりますので、現場では人が動けばいいという風に考えます。以上です。  ありがとうございます。  非常に先端的なことで、たまたまある分野でもＡＩの問題が既に福祉の支援の中で話題になったことがありました。  それは行政の仕組みの中なのか、相談機関の中でそういうものを作っていくといいことなのでしょうか。ソフトみたいなものなのでしょうか。  ある業界でやっているのは、ＡＩで質問を投げるとＡＩが答えてくれるという。必要な部分に対してどういう問題があるのか。若い人達も、ホームページでも何でもいいのですが、選択肢を選ぶだけで、今言ったように親の面倒を見ないといけないとか、自分の弟の面倒を見ないといけないときに、明らかに経済的に豊かではないわけですよ。本当は違う問題もある、親の問題もある。全部パターン化されて、行政がアクセスすることができる。今はマイナンバーがありますから家庭の問題として、この分野でアクセスしたら実は他の分野でもアクセスしていてというのが、全部つながってくるのですよ。これだけの情報の時代に、アナログな感じがしたものですから。船橋市だけでできる問題ではないと感じますが。  ありがとうございました。どうぞ。  福祉政策課でございます。大変貴重なご意見ありがたく存じます。  いわゆるＩＴといいますか、そういった関係でいいますと、現在「さーくる」の窓口に設置すべき音声マイニングシステムというところで取組もうかなと思っております。  ご相談者が発したお言葉、相談担当者が発した言葉が全て記録されて、文字おこしが自動的にできることになっております。  事務作業の削減と複数の相談に応じられる、いろいろな相談に応じた経験がどんどん積み重なっていきますので、「さーくる」としても、資質の向上が図られるというようなシステムでございます。  これが、もし「さーくる」で活用していて、良い結果が出るようであれば、市役所の各相談窓口に順次入れていければと担当課長として思っております。  ご提案ございました、例えばＡＩを使った相談のものとか、そういったものにつきましては、順次いろいろな属性別の対応の中で、ＬＩＮＥを使ったりとか取組んでおりますけれど、そういった相談窓口があることさえご存じない市民の方、いわゆる孤独や孤立を抱えていらっしゃる方も多数いらっしゃると存じますので、そういった方々にどう届けるのが一番ふさわしいのか、もしくはそういった方々がＳＮＳならば、もしかしたら気づいてくれるかもしれないとか、そういった可能性を探っていければなと今のところ考えております。以上でございます。  ありがとうございました。  松本委員、よろしいでしょうか。  ありがとうございます。  その他、ご質問やご意見はございますでしょうか。  特にないようでございますので、「さーくる」さんからの追加とかはございませんか。  先ほどの事例の電話が第一報と書いてしまったのですが、「さーくる」のことを教えてくれたのは、保健師さんです。  ご質問がなければ次に進めさせていただければと思います。  それでは、本日お届けする情報として最後でございますが、船橋市が本年度から取組んでおります「再犯防止推進計画」をご説明させていただきたいと思います。  資料は７－１－３でございます。Ａ３版の緑のものになります。  こちらの計画につきましては、３月の当審議会で計画を作って行きますという形でご報告を申し上げました。  そのときと同じ資料なのですが、本日新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めてお時間の都合で簡便でございますが、説明させていただきます。  まず、資料の７－１－３のなかで、１，２，３，４と振らせていただいていますが、２番の方をご覧ください。  再犯の防止等を取り巻く状況というところでございますが、上のグラフが千葉県における近年の刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移。下のグラフが、刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率を示してございます。  上のグラフでは刑法犯の認知件数は年々、減少傾向にある一方で、下のグラフでは検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率といいますが、これが約５割ということで推移しております。  犯罪者の２人に１人が再犯者であるという状況でございます。この資料におきましては、千葉県におけるデータを示しておりますが、全国的にも同じ傾向でございます。  国におきましては、再犯者を減少させることが非常に重要であるという認識のもと、平成２８年１２月に再犯の防止等の推進に関する法律を制定いたしまして、国および地方公共団体に対して再犯の防止等に関する施策に取組む責務を明らかにするとともに、地方公共団体において「地方再犯防止推進計画」の施策を努力義務としたところでございます。  左上の１番の方に戻ってください。  計画の趣旨でございます。犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在しておりまして、こうした人が再び犯罪をするのを防ぐために社会に復帰したあと、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた粋の長い支援を国・地方公共団体、民間の団体等が、連携・協力して行うことが重要でございまして、そのために本市といたしましても、「船橋市再犯防止推進計画」を策定したところでございます。  計画の位置づけでございますが、再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」でございます。  対象者でございますが、再犯防止推進法第２条第１項に規定いたします「犯罪をした者等」となっていまして、非行少年を含めて支援対象者としております。  計画の期間につきましては、今年度より令和８年度までの３か年としております。  次は資料の右側の上、３番の具体的な取組をご覧ください。  計画に基づきます具体的な取組について１から６までお示ししております。  １番　就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組、２番　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組などございますが、こちらに挙げせていただいている事業は、現在実施している、いわゆる市の既存事業でございまして、再犯防止という切り口で新たに生み出した事業ではございません。  ただ、市役所が行っております既存事業の中にも、再犯防止に役立つ事業がたくさんあるということがこの計画策定によってわかってきてございます。  最後に４番目の計画の推進体制でございますが、本市といたしましては、学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民・団体や行政機関等を構成員といたします「船橋市再犯防止推進ネットワーク」こちら仮称となっておりますが、この名前で実際に作ってございまして、明日、再犯防止推進ネットワーク会議の第１回目を開催する予定でございます。機関の結びつきを強めて犯罪した人等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めてまいりたいなと。  当面の目標といたしましては、いわゆる刑務所などの矯正施設に入所され、出所することが予定されている人の中で、千葉県あるいは船橋市に居住したいという希望を持たれている方がいらっしゃったら、その方に直接届けられるガイドブックを作成いたしまして、お配りできればと考えているところでございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。  ありがとうございました。追加説明ということでよろしいでしょうか。新たに出所するときにお渡しできるガイドブックを作っていただけるということですね。  どちらかというと出所する少し前に、お渡しして。こういう支援があるんだとか、ここへ相談すればいいんだというのをわかってもらいたい。どうしてもそういう支援の手がないと、刑務所から出されて、誰も関係性がないので、できれば我々としては、その前で手にしてもらいたいと思っています。  ありがとうございました。  それでは、以上で本日の審議を終了いたします。  議事の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。  最後に事務局から、連絡事項等があればお願いします。  委員長、ありがとうございました。  本日の会議録につきましては、事務局で案を作成次第、委員の皆様にご確認いただき、確定させる予定です。ご協力をお願いいたします。  事務局からは以上となります。皆様、本日はありがとうございました。  オンラインでご参加の委員の皆様は、ご退出ボタンから適宜、ご退出いただきますようお願いいたします。 | | |